

	鳥取県公報	令和 7 年 5 月 30 日（金） 第 9 6 9 7 号
		毎週火・金曜日発行

目 次	
◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（359）（孤独・孤立対策課）・・・ 2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（2 件）（360・361）（企業支援課）・・・ 2 公共測量の実施（2 件）（362・363）（県土総務課）・・・ 4 公共測量の終了（364）（〃）・・・ 4
◇ 内水面漁 管委告示	水産動物の採捕の禁止に関する指示（2）・・・ 4
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出に対する知事の意見（まちづくり課）・・・ 5 猟銃安全指導委員の委嘱（警察本部生活安全企画課）・・・ 5
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（2 件）（デジタル改革課）・・・ 5 落札者の決定（消防防災課）・・・ 6

告 示

鳥取県告示第359号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
高木眼科医院	米子市車尾南一丁目10-38	令和7年4月1日
ワイエイデンタルクリニック	米子市両三柳字大沢15-107	〃
いなた眼科	米子市道笑町四丁目116-7	令和7年5月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アイ・プラス薬局博労町店	米子市博労町四丁目356-3	令和7年5月1日

3 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
医療法人育生会	米子市西町6	訪問看護ステーション高島病院	米子市西町6	令和7年5月14日

鳥取県告示第360号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和7年5月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳥取グリーンシティ 鳥取市若葉台北六丁目1

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

一般財団法人鳥取開発公社 理事長 羽場 恭一 鳥取市西町二丁目311

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美

株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二

変更後 イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之

株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二

4 変更年月日

令和7年3月1日

5 届出年月日

令和7年4月11日

6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

令和7年5月30日から4月間

8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課において縦覧に供する。

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第361号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和7年5月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳥取ショッピングシティ 鳥取市天神町1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社日ノ丸総本社 代表取締役 岡 周一 鳥取市古海601-4

日ノ丸産業株式会社 代表取締役 森下 明男 鳥取市富安二丁目11

大和建設株式会社 代表取締役 影井 一清 鳥取市天神町5-2

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 大和建設株式会社 代表取締役 由字 正実

変更後 大和建設株式会社 代表取締役 影井 一清

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1 代表取締役 井出 武美

株式会社キャンドウ 東京都新宿区北新宿二丁目21-1 代表取締役 城戸 一弥

株式会社宮脇書店 香川県高松市丸亀町4-8 代表取締役 宮脇 範次

変更後 イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1 代表取締役 古澤 康之

株式会社キャンドウ 東京都新宿区北新宿二丁目21-1 代表取締役 城戸 一弥

株式会社宮脇書店 香川県高松市丸亀町4-8 代表取締役 宮脇 範次

4 変更年月日

令和5年3月10日ほか

5 届出年月日

令和7年4月11日

6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

令和7年5月30日から4月間

8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課において縦覧に供する。

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第362号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年5月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年5月1日から同年8月31日まで
- 3 作業地域 米子市皆生五丁目

鳥取県告示第363号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、伯耆町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年5月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）
- 2 作業期間 令和7年5月19日から同年12月26日まで
- 3 作業地域 西伯郡伯耆町福居

鳥取県告示第364号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年5月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 米子市並びに西伯郡南部町及び伯耆町
- 3 終了年月日 令和7年4月30日

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

令和7年5月30日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 福 田 一 哉

1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1）鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第50条第1項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- （2）鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

2 指示期間

令和7年6月1日から令和8年5月31日まで

公 告

令和7年2月25日付鳥取県公報第9672号で公告した（仮称）ザグザグ両三柳店に係る鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模店舗の設置の届出について、条例第11条第2項の規定に基づき、意見がない旨を届出者に通知したので、同条第3項の規定により公告する。

なお、このことに異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき令和7年6月13日までに知事に意見書を提出することができる。

令和7年5月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2第1項の規定により、猟銃安全指導委員を次のとおり委嘱した。

令和7年5月30日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 猟銃安全指導委員の氏名及び活動区域

氏 名	活 動 区 域
小谷 輝道	郡家警察署の管轄区域内

2 猟銃安全指導委員の連絡先

猟銃安全指導委員の活動区域を管轄する警察署に問い合わせること。

警察署	電話番号
郡家警察署	0858-72-0110

3 猟銃安全指導委員の任期

令和7年5月1日から令和8年3月31日まで

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 調 達 件 名 及 び 数 量 令和7年度鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウドサービス提供業務 一式
- 契 約 方 式 随意契約
- 随意契約の相手方を決定した日 令和7年3月24日
- 契約の相手方の名称及び所在地 第2期鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド共同企業体
岡山県岡山市北区大内田675
- 契 約 金 額 74,025,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 随 意 契 約 に よ る 理 由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種
の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると
その役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令

第11条第1項第2号)

- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 令和7年度庁内LANシステムの管理運営及び保守業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和7年3月28日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 259,930,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種
の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると
その役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令
第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 給電機能付地震体験車 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 令和7年5月15日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 飛鳥特装株式会社
神奈川県相模原市緑区長竹295-1 |
| 5 落札金額 | 69,300,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 令和7年4月4日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県危機管理部消防防災課
鳥取市東町一丁目271 |